

議案第26号

墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月17日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

墨田区道路占用料等徴収条例（昭和47年墨田区条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中「6,750円」を「6,930円」に、「10,300円」を「10,600円」に、「13,900円」を「14,300円」に、「4,480円」を「5,370円」に、「7,240円」を「8,680円」に、「9,980円」を「11,900円」に、「600円」を「610円」に、「60円」を「61円」に、「36円」を「37円」に、「5,900円」を「6,060円」に、「3,610円」を「3,710円」に、「12,000円」を「12,300円」に、「18,000円」を「18,300円」に、「11,300円」を「12,300円」に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項中「250円」を「260円」に、「360円」を「370円」に、「540円」を「550円」に、「720円」を「740円」に、「1,080円」を「1,110円」に、「1,440円」を「1,480円」に、「2,530円」を「2,600円」に、「3,610円」を「3,710円」に、「7,230円」を「7,430円」に改め、同表法第32条第1項第3号に掲げる施設の項中「8,680円」を「10,400円」に改め、同表法第32条第1項第4号に掲げる施設の項中「11,300円」を「12,300円」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「9,020円」を「9,180円」に、「5,410円」を「5,510円」に、「8,040円」を「8,190円」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「18,000円」を「18,300円」に改め、

同表道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件の項中「18,000円」を「18,300円」に、「9,460円」を「9,900円」に、「180,400円」を「183,700円」に、「90,200円」を「91,800円」に改め、同表令第7条第2号に掲げる工作物の項中「12,000円」を「12,300円」に改め、令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場の項中「15,400円」を「18,300円」に、「5,000円」を「6,000円」に、「18,000円」を「18,300円」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設の項中「11,300円」を「12,300円」に改め、同表令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物の項を次のように改める。

令第7条第11号に掲げる 応急仮設 建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.024を乗じて得た額		

付 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占有に係る占有料から適用する。ただし、同日前に占有許可を受け、既に占有料を納付したものであるについては、なお従前の例による。

（提案理由）

固定資産税に係る固定資産の評価替えに伴い道路占有料を改定するほか、応急仮設建築物に係る占有料の区分を改める必要がある。